

平成16年 6月18日（金）

子育て支援総合推進モデル市町村について、別紙のとおり
指定することとしたので公表いたします。

- 子育て支援総合推進モデル市町村一覧 （別 紙）
- 子育て支援総合推進モデル市町村について （別添1）
- モデル市町村における主な取組事例 （別添2）

子育て支援総合推進モデル市町村一覧

	ブロック	都道府県名	市町村名	合計特殊出生率	人口	児童数	待機児童数
1	北海道・東北	北海道	札幌市	1.06	1,849,650	186,775	184
2		岩手県	宮古市 やはばらう	1.62	53,387	5,881	0
3			矢巾町 やはばらう	1.56	26,990	3,591	0
4		宮城県	古川市	1.67	73,733	9,392	48
5	関東	茨城県	水戸市	1.45	247,386	29,789	46
6			つくば市	1.49	186,674	24,228	59
7		埼玉県	新座市 にいざし	1.23	149,589	17,032	64
8			さいたま市	1.43	1,061,580	127,270	230
9			川口市 かわぐち	1.35	487,670	55,058	62
10			和光市 わこうし	1.33	71,644	9,086	45
11		千葉県	市川市	1.28	463,132	50,899	274
12			習志野市	1.23	155,482	17,949	11
13			野田市 のだ	1.25	152,952	25,183	0
14			栄町 さかえまち	1.19	25,161	2,168	0
15		東京都	足立区	1.26	622,952	66,474	302
16			品川区	0.88	328,058	25,173	138
17			世田谷区	0.77	799,758	69,421	229
18			八王子市	1.14	529,226	57,369	247
19		神奈川県	伊勢原市	1.27	100,252	11,643	27
20	北陸・甲信越・東海	石川県	金沢市	1.28	440,542	51,951	0
21			小松市	1.57	109,657	13,439	0
22			七尾市 ななおし	1.38	46,890	8,407	0
23			山梨県	1.49	32,064	6,225	0
24			甲府市	1.33	194,157	31,198	0
25		長野県	松本市 さくし	1.62	207,840	24,790	0
26			佐久市	1.68	67,529	8,560	0
27			岐阜県	1.43	153,737	18,381	0
28		愛知県	東海市	1.61	102,487	13,165	0
29			豊田市 とよだ	1.56	358,244	46,556	11
30			安城市 あんじょうし	1.59	167,613	23,749	0
31	近畿	三重県	鈴鹿市 すずか	1.48	196,349	25,589	0
32			名張市 なばり	1.29	85,106	9,279	0
33			京都市	1.15	1,461,971	145,972	225
34		大阪府	松原市 ひらかた	1.34	130,590	15,633	76
35			枚方市 ひらかた	1.21	403,904	48,448	20
36			兵庫県	1.23	1,514,812	159,845	934
37	中国・四国	鳥取県	鳥取市	1.60	149,375	18,290	0
38		島根県	浜田市	1.76	46,144	4,966	0
39		岡山県	岡山市	1.47	627,827	77,047	0
40		広島県	呉市	1.30	213,549	34,017	0
41		徳島県	徳島市	1.28	262,092	29,047	78
42		愛媛県	松山市 いはやま	1.27	476,250	55,522	20
43			新居浜市 しんじはま	1.57	127,553	14,015	0
44	九州	福岡県	久留米市	1.49	236,330	29,408	0
45			佐世保市 さよせ	1.50	238,021	27,903	6
46			諫早市 けんざ	1.48	94,673	12,100	0
47		熊本県	熊本市 おおづまち	1.40	658,955	80,604	26
48			大津町	1.60	28,785	3,867	0
49			大分県	1.59	18,312	1,844	0

※合計特殊出生率の数値は、平成16年5月14日(厚生労働省 統計情報部[人口動態保健所・市区町村別統計])発表の数値。

※人口及び児童数は、平成16年4月1日現在の数値。

※待機児童数については、平成15年8月19日(「厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課」)発表の数値。

子育て支援総合推進モデル市町村について

1 子育て支援総合推進モデル市町村事業の趣旨

平成16年度末までに策定する市町村行動計画において、各種の子育て支援事業に総合的・積極的に取り組もうとする市町村を50か所程度指定し、全国的な子育て支援事業の推進に資する。

2 モデル市町村の指定の考え方

今後、行動計画に基づき、以下の①に掲げる必須事業をすべて実施するとともに、②の選択事業についても取り組む市町村の中から、事業内容等が優れている市町村を指定する。

① 必須事業

【子育て短期預かり支援事業】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、・一時保育、・病後児保育（施設型）（※1）

【居宅子育て支援事業】

- ・ファミリー・サポート・センター事業、・病後児保育（派遣型）（※1）、
- ・育児支援家庭訪問事業

【子育て相談支援事業】

- ・地域子育て支援センター又はつどいの広場（※2）

【子育て支援総合コーディネート事業】

（※1）病後児保育については、少なくとも施設型又は派遣型のどちらかを選択して実施。

（※2）地域子育て支援センター又はつどいの広場については、複数か所で実施。

② 選択事業

- ・子育て短期支援事業（ショートスティ、トワイライトスティ）、・訪問型一時保育、
- ・特定保育事業 など

3 モデル市町村に対する支援措置

個別事業の優先採択を行うとともに、

- ・モデル事業を推進するための計画策定
- ・普及啓発セミナーの開催
- ・取組事例集の作成

に必要な経費に対する補助を行う。

（※1 本モデル事業を実施するに際して、子育て支援のための拠点施設を整備する場合においても、優先採択を行うこととする。）

（※2 個別事業に対する補助は、既存事業費で対応）

モデル市町村における主な取組事例

1 主な子育て支援事業の取組（予定）状況

放課後児童クラブ（児童健全育成事業）

○小学校区全区に設置

矢巾町、宮古市、古川市、水戸市、和光市、川口市、新座市、さいたま市、市川市、野田市、習志野市、栄町、品川区、足立区、世田谷区、伊勢原市、金沢市、七尾市、小松市、山梨市、甲府市、松本市、大垣市、東海市、安城市、鈴鹿市、名張市、松原市、枚方市、神戸市、浜田市、岡山市、久留米市、諫早市、大津町、豊後高田市

○日曜・祝日の開設

水戸市、市川市、東海市、豊後高田市

○預かり時間の延長

・18:30まで延長

水戸市、市川市、野田市、栄町、川口市、伊勢原市、松本市、佐久市、豊田市、東海市、鈴鹿市、松山市

・19:00まで延長

矢巾町、和光市

・20:00以降延長

札幌市、さいたま市、足立区、金沢市、小松市、七尾市、神戸市、岡山市、徳島市、佐世保市、諫早市

一時保育

○市内全保育所にて対応

矢巾町、栄町、多摩市、金沢市、小松市、七尾市、松本市、豊田市、東海市、名張市、浜田市、諫早市、大津町、豊後高田市

○休日における対応

矢巾町、金沢市、七尾市、甲府市、岡山市、大津町

乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）

○病児にも対応

さいたま市、野田市、品川区、金沢市、小松市、七尾市、京都市、久留米市

○対象を小学校（3年）まで拡大

川口市、七尾市、大垣市、京都市、諫早市、熊本市、大津町

○施設型・派遣型の双方を実施

七尾市、豊田市

○町民以外でも、保護者の勤務地が町内の場合は利用可

七尾市、大津町

○保育園児だけでなく、すべての乳幼児を対象

大津町

ファミリー・サポート・センター

○提供会員（援助を行いたい者）数が全体会員数の半数以上

小松市、佐世保市

○ファミリー・サポート・センターが親に代わって保育所との連絡を行うなど、 保育所等との連絡・連携体制を確立

さいたま市、川口市、金沢市、甲府市、松本市、豊田市、東海市、徳島市、
大津町

○支部の設置

札幌市、市川市

○ＩＴを使った連絡システムの確立

市川市、吳市、大津町

育児支援家庭訪問事業

○医療機関が得た情報を積極的に支援機関へ提供

札幌市、世田谷区、習志野市、金沢市、小松市、名張市、神戸市、佐世保市、熊本市

○ネットワークの中心となる事務局を設けて情報を一元管理

矢巾町、習志野市、松山市、佐世保市

つどいの広場

○中学校区単位に「つどいの広場」又は「地域子育て支援センター」を設置

矢巾町、古川市、新座市、和光市、栄町、品川区、伊勢原市、金沢市、小松市、山梨市、甲府市、松本市、佐久市、東海市、鈴鹿市、久留米市、大津町、豊後高田市

○週6日以上開設

金沢市、小松市、佐久市、東海市、大垣市、鳥取市、熊本市

○土日祝日の開設

札幌市、宮古市、品川区、八王子市、豊田市、徳島市、久留米市

地域子育て支援センター

○日曜・祝日の開設

和光市、岡山市

○すべてのセンターに常設の広場を設置

宮古市、品川区、八王子市、松本市、岡山市、吳市

○小児科医院に委託し、保健相談に重点を置いたセンターを設置

名張市

子育て支援総合コーディネート事業

○コーディネーターを行政区ごと等に複数配置

札幌市、世田谷区、金沢市、京都市、神戸市、浜田市、熊本市

○土日も対応

足立区

ショートスティ、トワイライトスティ（子育て短期支援事業）

○協力家庭（里親、保育士の自宅など）で実施

新座市、川口市、足立区、松原市

○保育所で対応

矢巾町、金沢市

2. 市町村における独自の取組（予定）状況

地域における子育て支援サービスの充実

○ 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開（北海道札幌市）

すべての家庭を対象とする全市的な子育て支援を展開するため、住民組織、社会福祉協議会、子育てNPOなどとの協働型の「子育てサロン」を小学校単位に設置するほか、区単位に常設の「区子育て・子育ち支援センター」を設置するとともに、全市的な子育て支援の拠点施設として「札幌市子育て支援総合センター」を開設し、地域・区・全市の三層構造による子育て支援体制づくりを進める。

○ 「子育て助け隊」の養成（岩手県矢巾町）

各種の子育て支援事業のボランティアとして活動する「子育て助け隊」を養成するため、地域住民を対象に養成講座を実施する。

- 金沢市教育プラザ富樫（石川県金沢市）
福祉と教育分野が連携を図り、乳幼児から中学生までの子どもたちの健全育成を一貫して推進するため、拠点施設である教育プラザ富樫を年中無休（年末年始を除く）、かつ、夜間の21時まで開設し、児童にかかわる様々な相談・支援・研修等を一元的に実施する。
- 「子育て・お助け隊」派遣事業（山梨県甲府市）
高齢者・子育て世代・児童の三世代交流を促進することにより、育児不安の解消や子育て家庭の孤立防止を図るため、市民からの公募又は関係団体からの推薦により、子育て支援を希望する者を登録するとともに、「お助け隊」を編成し、子育てグループ等からの要請に応じて派遣する。
- マタニティ・プラネタリウム（長野県佐久市）
佐久市子どもみらい館のプラネタリウムを活用して、妊娠中のお母さんのために、①助産師による出産アドバイス ②保健師、保育士による乳幼児への接し方などの子育てアドバイス ③童謡を聴きながらの星空ヒーリングを行い、命を育むことのすばらしさを感じてもらう。
- つどいの場におけるママスタッフ制度の導入（岐阜県大垣市）
子育て中の親子が気軽に集まるつどいの場である「ママプラザ」において、1人の親が他の子どもの世話をすることにより、手の空いた親がスタッフとして活動する「ママスタッフ制」を導入し、次代の子育て支援者の育成を図る。
- 父親のための土曜・日曜子育てサロン《サタパパサロン》（岐阜県大垣市）
母親の子育ての負担感の軽減と父親の子育てへの参加の促進を図るため、父親のための土曜・日曜子育てサロン（サタパパサロン）を開催する。
- 市子ども発達センターの整備（愛知県豊田市）
発達障害又はその疑いのある子どもを対象に相談、診療、機能訓練、生活指導、保育サービス等を総合的に実施する市子ども発達センターを整備する。
- 京都子どもネットワークの構築（京都府京都市）
市民に身近な場での相談事業の充実や児童虐待の早期発見・早期対応などを図るため、130か所の保育所や児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定するとともに、区単位では、福祉事務所（14か所）に「子ども支援センター」を設置するほか、全市単位では、児童福祉センター、子どもみらい館及び教育相談総合センターを中核機関と位置づけ、重層的な子育て支援ネットワークを構築する。

- サンデー子育てサロンの開催（岡山県岡山市）
市内5か所の児童館などにおいて、毎週土日の10時から17時まで、0歳から5歳の子どもを持つ幼児と保護者（お父さん、お母さん）を対象に保育スタッフとの会話や情報交換の場を提供する。
- 向こう三件両隣子育て応援事業（岡山県岡山市）
身近なところ（向こう三軒両隣）から子育て家庭を応援する気運を醸成するため、近所の人たちによる子育て家庭への声かけ運動など、地域に根ざした子育て支援の取組を事例集の配布等を通じて広く紹介するとともに、優秀な取組について表彰を行う。
- 子育て応援・支援団出前事業（徳島県徳島市）
ボランティアとして子育ての応援・支援を希望する保育士、保健師、栄養士などの有資格者や、子育て経験者などを「子育て応援・支援団員」として登録し、児童館や子育てサークル、市民グループなどの依頼に応じて派遣する。
- ITを活用した母子家庭の就労支援事業（愛媛県松山市）
市内全域にブロードバンドネットワークが整備されたことから、母子家庭の母親が自宅でインターネットを使った仕事の受注ができるよう、1年間パソコンの貸与と仕事のあっせんを行う。

子育て支援のネットワークづくり

- 少子対策・子育て支援ネットワーク会議の開催（茨城県水戸市）
各団体の連携による子育て支援活動の活性化を図るために、自治会、子ども会、子育て活動等を行っているNPOや団体などで構成する「少子対策・子育て支援ネットワーク会議」を開催する。
- 地域ケアシステムの実施（茨城県つくば市）
支援が必要な親子に対して、地域の子育て支援事業に精通した「地域コーディネーター」が地域の保健・医療・福祉の各機関や地域住民と連携を取りながら「ケアチーム」を編成し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。
- NPO法人との連携による家庭教育の支援（埼玉県新座市）
子どもたちの生きる力の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う家庭教育の支援を図ることを目的に、子育てサロンやお母さんのはあとタイムの実施、子育て情報誌の作成、フェスティバルの開催、子育てセンター養成講座の開催などを、NPO法人との連携により実施する。

児童の健全育成

○ アドベンチャープレイ事業（埼玉県川口市）

多様な子どもたちの居場所を確保するため、ベイゴマ、けん玉などの遊具の貸し出しを行うほか、ボランティアのプレイリーダー（あそびの指導者）と協働し体験型の遊び場を提供する。

○ ライフプランアドバイス講演会の開催（千葉県市川市）

高校生に対して結婚や子育てについて、具体的に考える機会を提供する講演会を開催する。

○ ティーンズ・プラザの設置（東京都品川区）

児童センターの計画的な改修により、中高生向けのティーンズ・プラザ（中高生館）を整備し、中高生の居場所づくりを推進する。

○ 自然体験遊び場の整備（東京都世田谷区）

空き地や遊休地（民有地含む）を活用し、体験型の遊び場を提供することにより、多様な子どもの居場所を確保するとともに、子ども自身の育ちの力の育成、地域での子どもとの関わりや見守り環境の整備を図る。

○ 保育キーパー（長野県佐久市）

保育園に保育キーパー（高齢者による保育補助員）を置き、児童がお年寄りと触れ合うことにより培われる優しさや思いやりを育む情操教育を推進する。

○ 児童ふれあい交流促進事業（京都府京都市）

中・高校生等の年長児童が、赤ちゃんとふれあい、関わりをもつことで、年長児童の他者に対する関心、共感する能力を高めるとともに、将来の子育ての予備体験をすることにより、育児不安からくる虐待等の防止に資することを目的として、10箇所の児童館で児童ふれあい交流促進事業を実施する。

※ なお、上記の取組事例については、現在取り組んでいるもの及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度末までに策定する市町村行動計画において実施を位置づけ、今後取り組もうとしているものを含む。

(参考)

地域子育て支援事業の概要

【必須事業】

事業名	実施主体	事業内容
◇放課後児童健全育成事業	特に指定なし 〔市区町村、社福法人、父母会など〕	保護者が仕事等により屋間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える。
◇一時保育事業	市区町村 〔保育所を経営する社福法人、NPO法人等へ委託することが可能〕	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育所において一時的な保育を行う。
◇病後児保育 (乳幼児健康支援一時預かり事業)	市区町村 〔保育所等を経営する社福法人、NPO法人等へ委託することが可能〕	病気回復期にある乳幼児を保育所、病院等において一時的に預かる。
◇ファミリー・サポート・センター事業	市区町村 〔社福法人、NPO法人等へ委託することが可能〕	育児を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所までの送迎、保育所閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う。
◇育児支援家庭訪問事業	市区町村 〔社福法人、NPO法人等へ委託することが可能〕	児童虐待の未然防止や諸問題の解決等を図るため、①出産後間もない時期の家庭への子育てOBや産褥ヘルパーの派遣による育児等の援助、②対人接触を図ろうとしない等の育児困難な家庭への保健師等の派遣による専門的な支援を実施する。
◇地域子育て支援センター事業	市区町村 〔児童福祉施設を経営する社福法人、NPO法人等へ委託することが可能〕	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
◇つどいの広場事業	市区町村 〔社福法人、NPO法人等へ委託することが可能〕	主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる「つどいの場」の提供を行う。
◇子育て支援総合コーディネート事業	市区町村 〔社福法人、NPO法人等へ委託することが可能〕	「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、地域における多様な子育てサービス情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供、利用援助等の支援を行う。

【選択事業】

事 業 名	実 施 主 体	事 業 内 容
◊ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	市区町村 〔児童養護施設等を経営する社福法人、NPO 法人等へ委託することが可能〕	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる。
◊トワイライトステイ事業	市区町村 〔児童養護施設等を経営する社福法人、NPO 法人等へ委託することが可能〕	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる。
◊訪問型一時保育事業 (乳幼児健康支援一時預かり事業)	市区町村 〔社福法人、NPO 法人等へ委託することが可能〕	保護者が病気になった場合などに一時的に児童の居宅に保育士等を派遣して保育を行う。
◊特定保育事業	市区町村 〔保育所等を経営する社福法人、NPO 法人等へ委託することが可能〕	保護者がパートを行っている等により保育が困難な修学前児童に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。